

平成21年1月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成20年(行コ)第16号, 第18号 非開示処分取消請求控訴, 同附帯控訴事件(原審・仙台地方裁判所平成17年(行ウ)第18号)

口頭弁論終結日 平成20年11月13日

判 決

仙台市青葉区本町3丁目8番1号

控訴人兼附帯被控訴人(以下「控訴人」という。)

	宮 城 県
同 代 表 者	宮 城 県 公 安 委 員 会
同委員会代表者委員長	藤 崎 三 郎 助
処 分 行 政 庁	宮 城 県 警 察 本 部 長
	大 山 憲 司
同訴訟代理人弁護士	三 輪 佳 久
同 指 定 代 理 人	三 浦 貢
同	佐 藤 孝 治
同	野 田 誠 之
同	古 積 茂 幸
同	齋 藤 和 良
同	安 井 寿 一
同	及 川 謙 太 郎
同	森 篤 志
同	鎌 田 は る か

仙台市青葉区中央4丁目3番28号 朝市ビル3階

被控訴人兼附帯控訴人(以下「被控訴人」という。)

	仙 台 市 民 オ ン ブ ズ マ ン
同 代 表 者 代 表	十 河 弘

同訴訟代理人弁護士	高	橋	輝	雄
同	山	田	忠	行
同	小	野	寺	一
同	増	田	隆	男
同	松	澤	陽	明
同	吉	岡	和	弘
同	半	澤		力
同	齋	藤	拓	生
同	坂	野	智	憲
同	十	河		弘
同	鈴	木		覚
同	野	呂		圭
同	菊	地		修
同	千	葉	晃	平
同	吉	田	大	輔
同	宇	都	彰	浩
同	山	田	い	ず
同	三	浦	じ	ゅ
同	今	泉	裕	光
同	鶴	見	聡	志
同	原	田		憲

主 文

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 被控訴人の本件附帯控訴を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1，2審とも、被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴及び附帯控訴の趣旨

1 控訴の趣旨

主文第1項，第2項，第4項と同旨。

2 附帯控訴の趣旨

(1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 被控訴人が平成14年5月20日にした行政文書の開示請求につき，宮城県警察本部長が同年6月20日付けでした処分（平成15年3月5日付けで一部変更された後のもの）のうち，次の文書（部分）を非開示とした部分を取り消す。

ア 犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書，現金出納簿，捜査費支出伺及び支払精算書中の，別紙非開示部分一覧表の●印を付した部分

イ 支出負担行為兼支出命令決議書，施行伺中の別紙非開示部分一覧表の●印を付した部分

ウ 領収書全部

(3) 訴訟費用は，第1，2審とも，控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は，宮城県の住民を構成員とする権利能力のない団体である被控訴人が，宮城県情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。ただし，平成14年宮城県条例第60号による改正前のもの。以下「本件条例」という。）に基づき，情報公開の実施機関である宮城県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に対して平成11年度の宮城県警察本部（以下「警察本部」という。）刑事部，交通部及び警備部の報償費支出に関する一切の資料について開示請求をしたところ，警察本部長が一部を開示し，一部を非開示とする処分をしたため，非開示とされた部分につき（ただし，その後一部変更されて開示された部分を除

く。），取消しを求めた事案である。

原審が被控訴人の請求の一部を認容し，一部を棄却したため，控訴人がその敗訴部分につき控訴し，被控訴人がその敗訴部分につき附帯控訴をした。なお，被控訴人は，当審において，請求の一部（別紙非開示部分一覧表の☆印を付した部分）を取り下げ，控訴人はこの取下げに同意した。

本件で開示請求の対象となった行政文書は，原判決別紙文書目録記載①ないし⑬の文書であるが，警察本部長が当初非開示とした文書名及び非開示部分は，別紙非開示部分一覧表のとおりであるところ，その後，平成15年3月5日付けで同一覧表の○印を付した部分が開示され，また，当審において同一覧表の☆印を付した部分の請求が取り下げられたため，現在，開示請求の当否が争われているのは，同一覧表中，⑤の施行伺，⑥の犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書，⑨の現金出納簿，⑩の捜査費支出伺及び⑫の支払精算書の各●印を付した部分並びに⑬の領収書である。

2 前提となる事実（証拠の記載のないものは当事者間に争いが無い。）

(1) 当事者

ア 被控訴人は，宮城県の住民を構成員とし，地方行財政の不正を監視，是正すること等を目的として結成された権利能力なき社団である。

イ 控訴人は，警察本部長の所属する公共団体である。

(2) 本件条例の規定

本件条例には，下記のような規定がある。

記

第1条（目的）

この条例は，地方自治の本旨にのっとり，県民の知る権利を尊重し，行政文書の開示を請求する権利及び県の保有する情報の公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより，県政運営の透明性の一層の向上を図り，もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるように

するとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的とする。

第2条（定義）

- 1 この条例において「実施機関」とは、知事、公営企業管理者、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。
- 2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。次項において同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次項において同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

3（省略）

第3条（責務）

- 1 実施機関は、この条例に定められた義務を遂行するほか、県の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。
- 2 行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に行使し、情報の公開の円滑な推進に努めなければならない。

第4条（開示請求権）

何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書

の開示を請求することができる。

第5条（開示請求の手続）

- 1 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1)ないし(3)（省略）

2（省略）

第6条（開示請求に対する決定等）

- 1 実施機関は、開示請求のあった日から起算して15日以内に、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、行政文書を開示しない旨の決定、第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」と総称する。）をしなければならない。（以下省略）

2ないし4（省略）

第7条（開示の実施）

- 1 実施機関は、前条第1項の行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、行政文書の開示をしなければならない。
- 2 閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その写しにより、これを行うことができる。

第8条（行政文書の開示義務）

- 1 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により公開することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

ロ 当該個人が公務員（国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) (省略)

(4) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 県の機関又は国等（国又は地方公共団体その他の公共団体をいう。以下同じ。）の機関が行う衛生、営業、建築、交通等に係る規制等に関する情報であって、公開することにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護に支障が生ずるおそれのあるもの

(6) (省略)

(7) (省略)

2 前項の場合において、開示請求に係る行政文書が地方自治法（昭和

22年法律第67号)第180条の2の規定により、警察の職員が知事の委任を受け、又は知事の補助執行として作成し、又は取得したものであるときは、同項第4号中「支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのは、「支障が生ずるおそれのある情報」として同項の規定を適用する。ただし、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合で、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されているときは、この限りでない。

- (1) その団体又はその団体の構成員が集団的に又は常習的に犯罪を行うおそれのある団体に係る取締りに関する情報
- (2) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による犯罪の捜査、公訴の維持又は刑の執行に関する情報
- (3) 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査に関し情報を提供したもの、第1号の取締り(以下この号において「取締り」という。)の対象となった団体若しくは前号の犯罪の捜査(以下この号において「捜査」という。)の対象となったもの又は取締り若しくは捜査の関係者が識別され、又は識別され得る情報
- (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査に係る方法、技術、特殊装備、態勢等に関する情報

第9条(部分開示)

実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に前条の規定により開示することができない情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと明らかに認められるときは、この限りでない。